# 7. 通所リハビリテーション [基準等]

### 基本方針

指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

#### 必要となる人員・設備等

#### ・人員基準 (変更なし)

医師	専任の常勤医師1以上 (併設の介護老人保健施設病院、病院、診療所の常勤医との兼務可)	
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	単位ごとに利用者100人に一名以上※	
従事者 (理学療法 士、作業療法士、 言語聴覚士又は看 護師、准看護師若し くは介護職員)	単位ごとに利用者10人に一名以上	

※所要時間1~2時間では適切な研修を受けた看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ師で可

・設備基準 (変更なし)

リハビリテーションを行う 専用の部屋 (食堂を加える) 指定通所リハビリテーションを行うに必要な専用の部屋(3平方メートルに利用定員 を乗じた面積以上)設備

113

## 8. 短期入所生活介護

### 改定事項と概要

#### (1)緊急短期入所に係る加算の見直し

○ 緊急時の円滑な受入れが促進されるよう、緊急短期入所に係る加算を見直し、緊急短期入所受入加算の要件緩和と充実を図る。

#### (2)緊急時における基準緩和

○ 介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、静養室での受入れを可能とする。(運営基準事項)

### (3) ADL·IADLの維持・向上を目的とした機能訓練を実施している事業所の評価

利用者の居宅を訪問し計画を作成した上で、個別の機能訓練を実施する場合、新たな加算として評価する。

## (4) 重度者への対応の強化

○ 重度者の増加に対応するため、手厚い健康管理と医療との連携を評価する。

### (5)長期利用者の基本報酬の適正化

○ 長期間の利用者は、利用実態を鑑み、基本報酬を適正化する。

## (6) 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応

- 基準該当短期入所生活介護の提供は、一定の条件下において、静養室等での実施を可能とする。また、小 規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することも可能とする。(運営基準事項)
- 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの宿泊室に空床がある場合で、一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。

# 8. 短期入所生活介護(1) 緊急短期入所に係る加算の見直し

### 概要

・緊急時の円滑な受け入れが促進されるよう、緊急短期入所に係る加算を見直し、空床確保の体制を評価する緊急短期入所体制確保加算は廃止する。短期入所生活介護を緊急的に行う場合を評価する緊急短期入所受入加算の要件を緩和し、充実を図る。

## 点数の新旧

緊急短期入所体制確保加算 40単位/日





緊急短期入所体制確保加算 廃止

緊急短期入所受入加算 90単位/日

## 算定要件

- ・利用者の状態や家族等の事情により、」介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受ける ことが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を 緊急に行った場合
- ・緊急短期入所受入加算として短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として算定可能

115

# 8. 短期入所生活介護(2) 緊急時における基準緩和

### 概要

利用者の状況や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受け入れを可能とする。

## 基準の新旧

#### (新規)

以下のいずれの条件も満たす場合、利用定員を超えて静養室において短期入所生活介護を行うことができる。

(なし)



- 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合
- 当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合

#### 留意点

- ・緊急時の特例的な取扱いのため、7日(家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を 限度とする。
- ・利用定員が40人未満までは利用定員に加えて1人、40人以上は利用定員に加えて2人までの 受入を認め、定員超過利用による減算の対象とはならない。

116

# 8. 短期入所生活介護(3) ADL・IADLの維持・向上を目的とした 機能訓練を実施している事業所の評価

### 概要

・事業所が利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が、ADL・IADLの維持・向上を目的として実施する個別の機能訓練を実施する場合には、新たな加算として評価する。

## 点数の新旧

(なし)



(新規)

個別機能訓練加算 56単位/日

## 算定要件

- 専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること
- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が協働して、利用者の生活機能向上に資 する個別機能訓練計画を作成していること
- ・ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理 学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供してること
- ・機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること

117

# 8. 短期入所生活介護(4) 重度者への対応の強化

#### 概要

・重度者の増加に対応するため、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合には、新たな加算として評価する。

### 点数の新旧

(なし)



(新規)

医療連携強化加算 58単位/日

#### 算定要件

- ・【事業所要件】以下のいずれの要件もみたすこと
- ① 看護体制加算(Ⅱ)を算定していること
- ② 急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること
- ③ 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること
- ④ 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること
- ・【利用者要件】 以下のいずれかの状態であること
- ①喀痰吸引を実施している状態 ②呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ③中心静脈注射を実施している状態 ④人工腎臓を実施している状態 ⑤重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ⑥ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ⑦経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 ⑧病管切開が行われている状態

118

# 8. 短期入所生活介護(4) <参考> 重度者への対応の強化

医療連携強化加算 (仮称)

看護職員の定期的な巡視による健康管理 及び急変時の医療との連携体制の確保 (在宅での訪問看護利用実績を問わない)



医療機関

入院 (医療保険)

訪問診療·往診 (医療保険)

配置医は、初・再診料、往診料を算定できない。 検査、画像診断、投薬、注射等は算定可能。 (参考)保険医が、配置医師でない場合については、緊急の場合 又は患者の傷病が当該配置医師の専門外にわたるものである ため、特に診療を必要とする場合を除き、それぞれの施設に入 所している患者に対してみだりに診療を行ってはならない。 (特別養護名人ホーム等における療養の給付の取扱いについて 平成18年3月31日 保医発0331002) 在宅で訪問看護利用がある中重度 の利用者への看護の対応

業所に支払う)

の利用者への看護の対応(委託契約に基づいて訪問看護事



看護体制加算※ (4単位/日他)

利用者の重度化や医療ニーズに 対応するため、看護師の常勤配置 や基準を上回る看護職員の配置が ある場合に加算

- 〇 急変等に備えた手厚い健康管理
- 〇 医療機関等との連携

※参考

·看護体制加算(I)(4単位) 看護師常勤1名以上

短期入所生活介護

- ·看護体制加算(II)(8単位)
- の(単独型・併設型)看護職員を常勤換算で25又はその端数を増すごとに1以上 (空床利用型)看護職員を常勤換算で25又はその端数を増すごとに1以上かつ、 配置基準+1名以上
- ②事業所の看護職員、または、医療機関・訪問看護ステーションの看護職員の連携によって24時間連絡体制を確保 119

# 8. 短期入所生活介護(5) 長期利用者の基本報酬の適正化

### 概要

・長期間の利用者(自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者)については、基本報酬の 評価を適正化する。

## 点数の新旧

(なし)



(新規)

長期利用者に対する短期入所生活介護: -30単位/日

## 算定要件

・連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所(指定居宅サービス基準に 規定する設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。)している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は減算を行う。

# 8. 短期入所生活介護(6)-1 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応

### 概要

・基準該当短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において、専用の居室以外の静養 室等での実施を可能とする。また、小規模多機能型居宅事業所に併設して実施することを可能と し、その場合には、浴室・トイレ等については共用を可能とする。

## 基準の新旧

### (新規)

(なし) ※居室以外の静養室等 の利用について



以下のいずれの条件も満たす場合、利用定員を超えて静養室等において基準該当短期入所生活介護を行うことができる。

- ・利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介 護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に基準該当短期入 所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サー ビス計画において位置付けられていない基準該当短期入所 生活介護を提供する場合
- ・当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合

### (追加)

※基準該当ショートが併設して実施できる事業所 の追加



基準該当短期入所生活介護事業者が当該事業を行う事業所は、 指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所<u>若し</u> くは小規模多機能型居宅介護事業所又は社会福祉施設に併設 しなければならない。

# 8. 短期入所生活介護(6)-2 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応

### 概要

・小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。

### 点数の新旧

(例)小規模多機能型居宅介護費 短期利用居宅介護費(なし)



#### (新規)

要介護1 565単位/日

要介護2 632単位/日

要介護3 700単位/日

要介護4 767単位/日

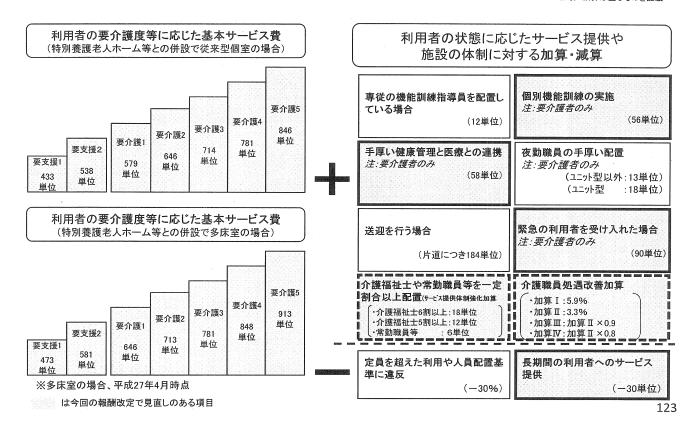
要介護5 832単位/日

### 算定要件

- 登録者の数が登録定員未満であること
- ・利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合であること
- ・サービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用 期間を定めること

# 8. 短期入所生活介護 [報酬のイメージ(1日あたり)]

※ 加算・減算は主なものを記載



# 8. 短期入所生活介護[基準等]

## 必要となる人員・設備等

短期入所生活介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

### 人員基準

医師	1以上	
生活相談員	利用者100人につき1人以上(常勤換算) ※うち1人は常勤(利用定員が20人未満の併設事業所を除く)	
介護職員又は看護師若しく は准看護師	利用者3人につき1人以上(常勤換算) ※うち1人は常勤(利用定員が20人未満の併設事業所を除く)	
栄養士	1人以上 ※利用定員が40人以下の事業所は、一定の場合は、栄養士を置かないことができる	
機能訓練指導員	1以上	
調理員その他の従業者	実情に応じた適当数	

### -設備基準

利用定員等 20人以上とし、専用の居室を設ける		
	※ただし、併設事業所の場合は、20人未満とすることができる	
居室	定員4人以下、床面積(1人当たり)10.65㎡以上	
食堂及び機能訓練室	合計面積3m <sup>2</sup> ×利用定員以上	
浴室、便所、洗面設備	要介護者が使用するのに適したもの	
その他、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室		

その他、医務室、静養室、血談室、介護職員室、看護職員室、調埋室、洗濯室又は洗濯場、汚物処埋室、介護材料室 が必要

124

# 8. 短期入所生活介護 〈参考〉 基準該当短期入所生活介護について

- 基準該当サービスとは、指定居宅サービスの要件(人員・設備・運営基準)の一部を満たしていない事業者のうち、厚生労働省令で定める一定の基準を満たすサービスをいう。
- 基準該当居宅サービスに係る介護報酬については、
- ① 市町村が「必要があると認めるとき」に支給できるものとされ、(基準該当短期入所生活介護を実施する場合は、市町村の事業許可が必要)
- ② その額については、厚生労働大臣が定める介護報酬の額を基準として市町村が額を定めることとなっている。

#### 【指定短期入所生活介護と基準該当短期入所生活介護の比較(異なる部分のみ抜粋)】

		指定短期入所生活介護	基準該当短期入所生活介護		
従業者	医師	1人以上	不要(平成24年基準改定)		
	生活相談員	①常勤換算方法で利用者100人に1以上 ②1人は常勤(利用定員20人未満の併設事業所は除 く)	1人以上		
	介護職員 又は 看護職員	①常勤換算方法で利用者3人に1以上 ②1人は常勤(利用者定員20人未満の併設事業所は除く)	常勤換算方法で利用者3人に1以上		
	栄養士	1人以上(利用定員40名以下で他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要)	1人以上 <u>(利用定員に関わらず、他の施設の栄養士と</u> 連携可能な場合は不要)		
利用定員等		(1)20人以上(特別養護老人ホームの空床を利用する場合は20人未満に出来る)	利用定員は20人未満とする		
		(2)併設事業所は20人未満に出来る			
設備等		廊下幅は1.8メートル以上(中廊下の幅は2.7メートル 以上)	車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅		
居室面積		1 人当たり10.65㎡	1人当たり <u>7.43㎡</u> (平成24年基準改定)		

- ※ 基準該当短期入所生活介護は指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護又は社会福祉施設に併 設しなければならない。
- ※ 指定短期入所生活介護と同様に基準該当短期入所生活介護には、夜勤を行う介護職員又は看護職員を1以上配置しなければならない。
- ※ 基準該当短期入所生活介護の整備は、中山間地域等だけでなく、都市部等での積極的な整備が期待される。

125

# 9. 短期入所療養介護

# 改定事項と概要

# (1) リハビリテーションの評価の見直し

- 介護老人保健施設における短期入所療養介護において、算定率の高いリハビリテーション機能強化加算を 基本サービス費に包括化する。
- 当該加算の要件のうち、個別リハビリテーション計画の策定については、個別リハビリテーション実施加算の 要件に位置づける。